

申不此九行為ヲス者レリ以テ会社ハ之等代表ト交渉ヲ拒絶  
 可レタルガ之が具體的理申ヲ何フ旨未定トホタル後 佐後 補条  
 細山三系一者ニ属シ会社又ハ他者ヨリ斯事ヲ耳ニシテ居ル如何  
 (イ) 会社ニ去ルハ、破産取トハ如何モナリヤ 現在ノ刑事上内題  
 ハ英々ノ為メニシテ此事ト考ムルガ他ニ破産取の行為ヲ申  
 (ロ) 以上ノ三系ハ度々今井課長ノ私宅ヲ訪内シタル如何  
 (ハ) 現在ノ組合ヲ皆累トシテ三人が金銭ヲ理要シタル事實アリト  
 イが如何  
 (ニ) 三系ト会社トハ社内ニ於テ金銭ノ度度シアリトイが如何  
 (ホ) 本人(三系一者)等が此ノ内題ニ属シ会社ヲ侵害罪トシテ訴ヘル  
 如何如何  
 左所内ニ付シ会社例ハ井庶務課長ヨリ  
 (イ) ニ付シテ各個人内題ナル為メ具體的ノ答ハ去来又

(ロ) ニ付シテハ過日自分が全全場ニ行キ先トキ三人ノ動靜ニ就キ注意  
 シ居リ先モノナリ其者が三人ヲ尾行シ先トキ自分ノ宅ヲ訪内  
 シタトノ事ヲ耳ニシタ  
 (ハ) 謝罪書亦来サルモ控案ニ任セル  
 (ニ) 絶對ニナシ  
 (ホ) 最後迄抗争スル考ヘナリ  
 等ノ回答ヲ得、争議團本部ニ於テ 協議ノ結果三名ニ付シ  
 村筆筆多クヲ四能免スルク 決議文ヲ可決シ二十四日 村筆筆多  
 補免ヲナシ先が会社例ニ於テハ組又合幹却ヲ認得シ、争議團  
 ノ境柔筆ヲ講シ居リ且不能問題ニ依リ強硬派佐後等ノ  
 排撃ヲ有効ニ利用シ面筆筆等相当地置換ノ様子見エ先  
 力全ニ去ルニ至リ、各費合員 才一解雇絶對及村、才二去  
 中及佐後等ノ日給支給、才三遺棄 委託五ノ第一控トナシ